

③会議資料

【5. 事務説明】(1) 佐倉市環境審議会に関する概要説明

○佐倉市環境審議会条例

平成八年三月二十九日
条例第十三号

(設置)

第一条 本市の環境保全に関する事項を調査及び審議するため、佐倉市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査及び審議する。

- 一 環境保全対策の樹立及び推進に関すること。
- 二 環境保全対策についての調査及び研究に関すること。
- 三 その他環境保全対策に必要な事項

(組織)

第三条 審議会は、委員十二人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 一 公募による市民 四人
- 二 識見を有する者 六人
- 三 各種団体の代表 二人

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第七条 審議会において必要と認めるときは、市職員その他関係者に対し出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、環境保全主管課において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成八年五月一日から施行する。

(佐倉市公害対策審議会条例の廃止)

2 佐倉市公害対策審議会条例（昭和四十七年佐倉市条例第十二号）は、廃止する。

(佐倉市公害防止条例の一部改正)

3 佐倉市公害防止条例(昭和四十七年佐倉市条例第十一号)の一部を次のように改正する。

(略)

附 則(平成一八年三月二三日条例第一三号)

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

傍聴要領

佐倉市環境審議会

1 傍聴手続

- (1) 傍聴の受付は、当日、先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (2) 傍聴の受付は、会議開始15分前から会議開始までとします。

2 会議を傍聴するに当たって、守っていただく事項

- (1) 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、議長及び職員の指示に従ってください。
- (2) 会場内では、発言、質問等はできません。
- (3) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、議長が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) 会場内において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、はち巻、腕章等を着用しないでください。
- (6) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないでください。

3 会場の秩序維持

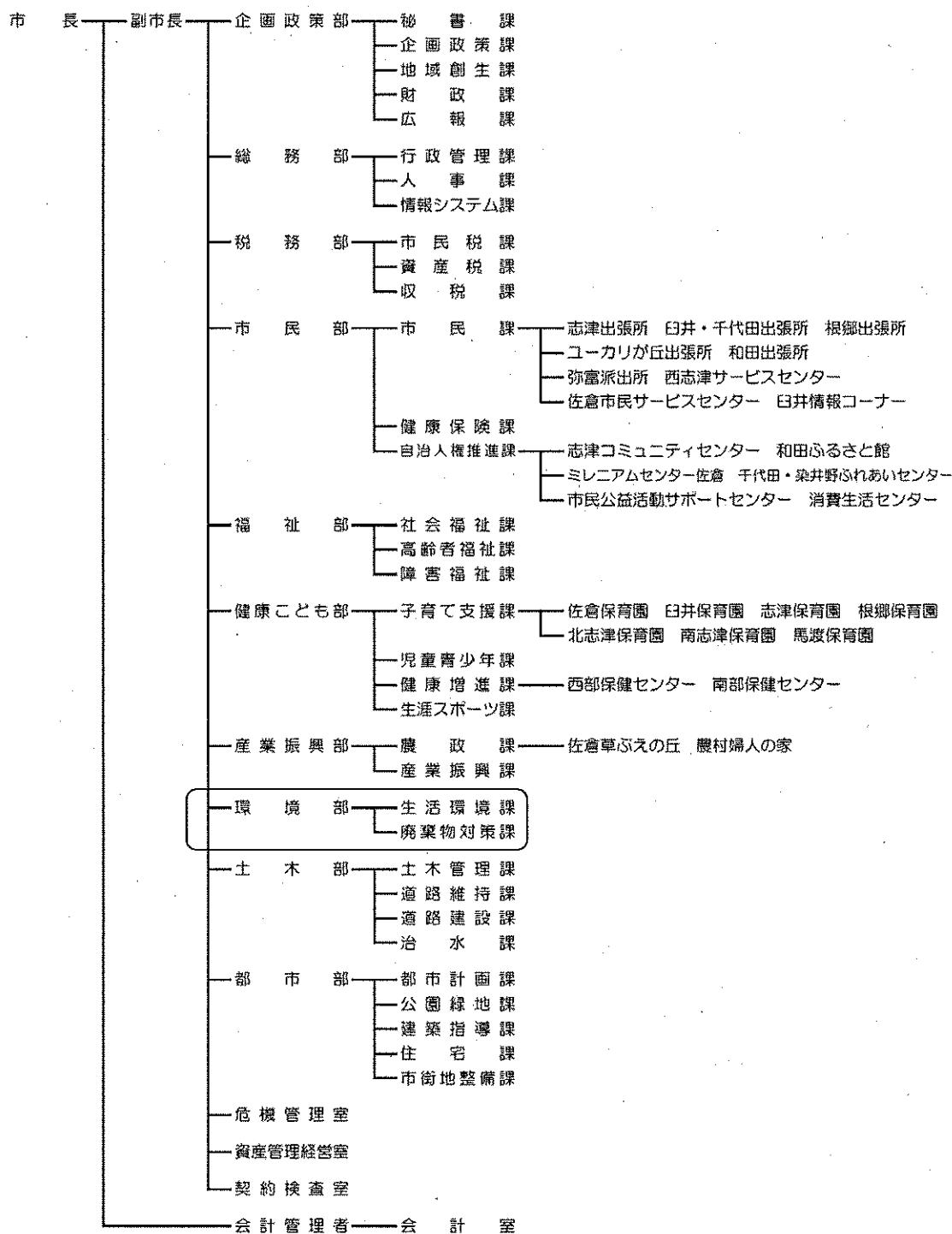
傍聴人が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わない時は、退場していただく場合があります。

【7. 報告事項】(1) 佐倉市の現状について

1) 佐倉市の行政組織

佐倉市行政組織図 平成30年4月1日

【市長事務部局】



2) 環境部2課の所管業務

所属名	所管する業務（事務分掌）
生活環境課	<p>(1) 環境保全施策の調査研究、企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 環境基本計画に関すること。</p> <p>(3) 環境影響評価の意見総括に関すること。</p> <p>(4) 環境審議会に関すること。</p> <p>(5) 自然環境の保全（他の所管に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>(6) 自然公園に関すること。</p> <p>(7) 印旛沼の水質浄化に関すること。</p> <p>(8) 地球温暖化対策に関すること。</p> <p>(9) 鳥獣の飼養登録に関すること。</p> <p>(10) 空き地の雑草等の除去（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づく場合を除く。）に関すること。</p> <p>(11) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に関すること。</p> <p>(12) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関すること。</p> <p>(13) 快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に係る総合調整に関すること。</p> <p>(14) 合併浄化槽の設置及び維持管理の助成並びに普及促進に関すること。</p> <p>(15) 公衆トイレ（他の所管に係るものを除く。）の設置及び管理に関すること。</p> <p>(16) 専用水道、簡易専用水道及び小規模水道の規制等に関すること。</p> <p>(17) 飲用井戸等の衛生対策に関すること。</p> <p>(18) 環境対策及び公害防止の調査研究、企画及び調整に関すること。</p> <p>(19) 公害の監視、測定、分析、規制及び苦情処理に関すること。</p> <p>(20) 地質環境対策に関すること。</p> <p>(21) 千葉県環境保全条例（平成7年千葉県条例第3号）に関すること。</p> <p>(22) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）及び環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく規制等に関すること。</p> <p>(23) 放射線対策に係る計画に関すること。</p> <p>(24) 放射線対策に係る総合調整に関すること。</p> <p>(25) その他放射線対策に関すること。</p> <p>(26) 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合との連絡調整に関すること。</p> <p>(27) その他環境衛生対策に関すること。</p>

所属名	所管する業務（事務分掌）
廃棄物対策課	<p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） に関すること。（産業廃棄物の処理を除く。）。</p> <p>(2) 不法投棄に関すること。</p> <p>(3) 土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関すること。</p> <p>(4) 一般廃棄物処理施設の整備計画に関すること。</p> <p>(5) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。</p> <p>(6) 小篠塚一般廃棄物最終処分場に関すること。</p> <p>(7) 佐倉市、酒々井町清掃組合に関すること。</p> <p>(8) 印旛衛生施設管理組合に関すること。</p>

3) 環境保全に関する条例、計画等について

【条例】

- ・佐倉市環境基本条例
- ・佐倉市環境保全条例
- ・佐倉市環境審議会条例
- ・佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例
- ・佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例
- ・佐倉市小規模水道条例
- ・佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例
- ・佐倉市空き地の雑草等の除去に関する条例
- ・佐倉市公害防止施設整備等促進条例
- ・佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・佐倉市産業廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例

【計画】

- ・佐倉市環境基本計画

「佐倉市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を長期的かつ総合的な視点に立って推進するために策定する、佐倉市の環境保全における最も基本的な事項を定めた計画。

＜平成10年3月策定。計画期間：平成10年度～30年度＞

- ・佐倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、佐倉市の自然的社會的条件に応じた、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定するもの。

＜平成20年3月「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」として策定、平成28年3月改定。計画期間：平成28～31年度＞

・佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、佐倉市役所の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減に取り組むために策定したもの。

＜平成 26 年 3 月策定。計画期間：平成 26～29 年度＞

＜二次計画 平成 30 年 3 月策定。計画期間：2018～2030 年度＞

・佐倉市生活排水対策推進計画（改訂版）

本市の生活排水対策を総合的かつ効率的に推進することを目的に、基本方針や目標ならびに実践目標を示したもの。

＜一次計画は平成 6 年 3 月策定。平成 21 年 3 月改訂。目標年次：平成 29 年＞

＜第 3 期 平成 30 年 3 月策定。計画期間：2018～2024 年度＞

・佐倉市谷津環境保全指針

印旛沼と谷津をめぐる水系の保全のための仕組みの基となる計画。

＜平成 18 年 3 月策定。目標年次：平成 30 年度＞

4) 所管事業と事業費について（主なもの）

【新規】地域環境保全推進事業 (3,000 千円)

平成 32 年度からの新しい佐倉市環境基本計画を策定するにあたり、基礎調査、市民・市民団体・事業者向けヒアリング・アンケート・ワークショップ等を実施する。

環境保全一般事務費 (534 千円)

環境に関する重要事項を市長の諮問により調査・審議するため、環境審議会を開催する。その他環境行政全般に関する一般事務費。

印旛沼浄化運動事業 (702 千円)

印旛沼の水質改善を図るため、印旛沼周辺の清掃活動を実施する。

環境学習推進事業 (403 千円)

湧水などの水環境や谷津の生物を観察する水辺観察会や（公財）印旛沼環境基金との共催による環境学習講座を実施する。

畔田谷津保全事業 (857 千円)

佐倉市谷津環境指針に基づき、（仮）佐倉西部自然公園予定区域内にある畔田沢の谷津において市民協働により保全整備事業を実施する。

地球温暖化防止啓発事業 (493 千円)

市民生活における温室効果ガス削減について、温暖化対策の知識を持ったエコライフ推進員とともに、市民への啓発を図る。

自然環境施設保全事業	(3,304千円)
市内ビオトープ等（直弥公園、岩富地先、西御門、佐倉城址公園、手縫川浄化施設、上志津清水台）の、生態系の保全を考慮した維持管理を実施する。	
住宅用省エネルギー設備等導入促進事業	(13,830千円)
太陽光発電システムやエネファーム、蓄電池等、住宅用の省エネルギー設備等の設置に対し助成を行う。	
公害防止対策事業	(14,686千円)
河川水質及び底質、道路交通騒音振動等の調査や大気常時測定局の維持管理等を行う。	
水質汚濁防止対策事業	(10,632千円)
有機塩素系化合物による地下水汚染の汚染機構解明調査及び浄化対策を実施する。	
放射性物質対策事業	(11,692千円)
公共施設の空間放射線量の測定及び給食食材等の放射能測定を実施する。	
公害監視測定機器整備事業	(265千円)
公害監視、環境測定の各種機器の整備・更新を行う。	
迷惑防止推進事業	(130千円)
駅周辺の喫煙・ポイ捨て等マナー向上の啓発活動や、カミツキガメ等の引き取り処分を行う。	
合併浄化槽普及促進事業	(12,883千円)
公共用水域の水質改善のために、家庭用合併処理浄化槽の設置及び維持管理に係る費用の一部を補助する。	
その他衛生関係	(124,532千円)
公衆トイレ維持管理、畜犬管理、専用水道・簡易専用水道の管理、空き地の雑草対策、葬祭組合負担金(117,598千円)その他生活環境に関する一般事務費。	

●廃棄物対策課

【新規】土地の埋め立て違反対策事業

(1,187千円)

土地の埋め立ての違反行為者に対する適切な指導を行う。

一般廃棄物収集運搬事業

(629,805千円)

家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬を行う。

環境美化対策事業

(12,811千円)

町内清掃等のボランティア活動の促進、不法投棄の処理など生活環境の改善を行う。ゴミゼロ運動の実施。

不法投棄対策事業

(11,671千円)

産業廃棄物及び残土の不法投棄を防止するための監視員制度。

減量化推進事業

(25,352千円)

資源回収協力団体活動の支援や生ごみ処理機購入の補助を行う。

その他清掃関係

(860,372千円)

清掃組合(792,060千円)、衛生施設管理組合(54,163千円)に対する負担金、旧最終処分場等維持管理、廃棄物減量等推進審議会、その他清掃事業の一般管理費。

【7. 報告事項】(2) 今後の審議予定について

①佐倉市環境基本計画

計画概要	「佐倉市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を長期的かつ総合的な視点に立って推進するために策定する、佐倉市の環境保全における最も基本的な事項を定めた計画。
計画期間	平成10年度～平成30年度

②佐倉市環境保全条例

概要	生活環境の保全等に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講ずることにより、生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保及び増進に寄与することを目的とする。
----	---

【※会議開催予定】

平成30年度は11月に1回、年明け2月に1回の後2回開催予定